

# 横浜市記者発表概要

令和5年6月2日  
教育委員会事務局  
教職員人事部教職員人事課

## 令和4年度に行った教職員等の懲戒処分について

教職員に対する懲戒処分に係る公表基準により、令和4年度に行った、公表の例外措置に該当する懲戒処分について公表します。

併せて、既に記者発表済ではありますが、令和4年度に行った懲戒処分の件数についても、参考までにお知らせします。

### 1 公表の例外措置とした事件の概要及び処分内容（1件）

被 処 分 者	中学校教諭（男性）
処 分 内 容	懲戒免職（退職手当全額不支給）
監 督 者 責 任	校長・文書訓戒（監督者責任）
概 要	当該教諭は、女子生徒とホテルで、わいせつな行為をした。

#### 「教職員の懲戒処分に係る公表基準」抜粋

（5）わいせつ事案等においては、被害者が特定されうる情報を除いて公表するが、被害者が児童・生徒であり、被害者又はその保護者が公表を望まない場合において、これらの措置を講じても、処分日に公表することで被害者のプライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれがある場合は、処分の公表を遅らせ、処分日の属する年度の翌年度に公表する。

### 2 令和4年度懲戒処分件数（参考）

処分内容	件数	概要
懲戒免職 （退職手当全額不支給）	8件	わいせつ5件（うち1件が公表の例外措置対応） 窃盗1件、大麻所持1件、長期無断欠勤1件
停 職	6件	セクハラ2件、窃盗3件、私文書偽造1件
減 給	2件	不適切な指導1件、不適切な経理1件
戒 告	6件	体罰1件、不適切な指導2件、不適切な経理1件 副教材未返却1件、暴行1件

### 3 教職員人事部長コメント

教育委員会として不祥事の防止に取り組んでいる中、令和4年度に22件もの懲戒処分を行う結果となったことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

職員一人ひとりが公務員としての立場を強く認識し、責任ある行動をとるよう徹底するとともに、本市教育に対する児童生徒、保護者や市民の皆様の信頼を取り戻すべく、不祥事の根絶に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事部教職員人事課 Tel 045-671-3244